

その夢の、一歩先へ
Open the Future with You



第64期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

※ 受付開始は、午前9時を予定しております。

開催場所

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

当社本社3階大会議室

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等
に対する株式報酬制度改定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役に対する株式報酬制
度導入の件 |



電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法に基づき、招集ご通知を簡素化してお届けしています。
株主総会資料は、本招集ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
（書面交付請求株主さまへは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にてお送りしております。）

※ 株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社オリエントコーポレーション

証券コード：8585

株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第64期定時株主総会を2024年6月25日(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第64期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

2024年5月

代表取締役社長

飯盛徹夫

目次

第64期定時株主総会招集ご通知	11
議決権行使のご案内	13
インターネットによるライブ配信のご案内	15
株主総会参考書類	17
第1号議案 剰余金処分の件	17
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	18
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	29
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	35
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度改定の件	40
第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件	47
事業報告	52
連結計算書類	70
計算書類	72
監査報告	74

2024年4月1日から
新理念がスタートしました。

パーパス

その夢の、一歩先へ

Open the Future with You

バリュー

正しさを求める 信頼を育む
未来を想う 挑戦を楽しむ

我々の想い

わたしたちはこれまでも、
時代のニーズに合わせた安心・安全・便利な
金融サービスを提供してきました。

これからめざすのは、
社会や市場環境が目まぐるしく変化する不確実な時代においても、
お客さま一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、
真摯に向き合い、時には熱意を持ってリードする、
そうした信頼されるパートナーであり続けること。

そのためにわたしたちは、
お客さまや社会の未来を想像し、
そこから新たな価値を創造することに挑み続けます。

その夢の、一歩先へ。あなたとともに。

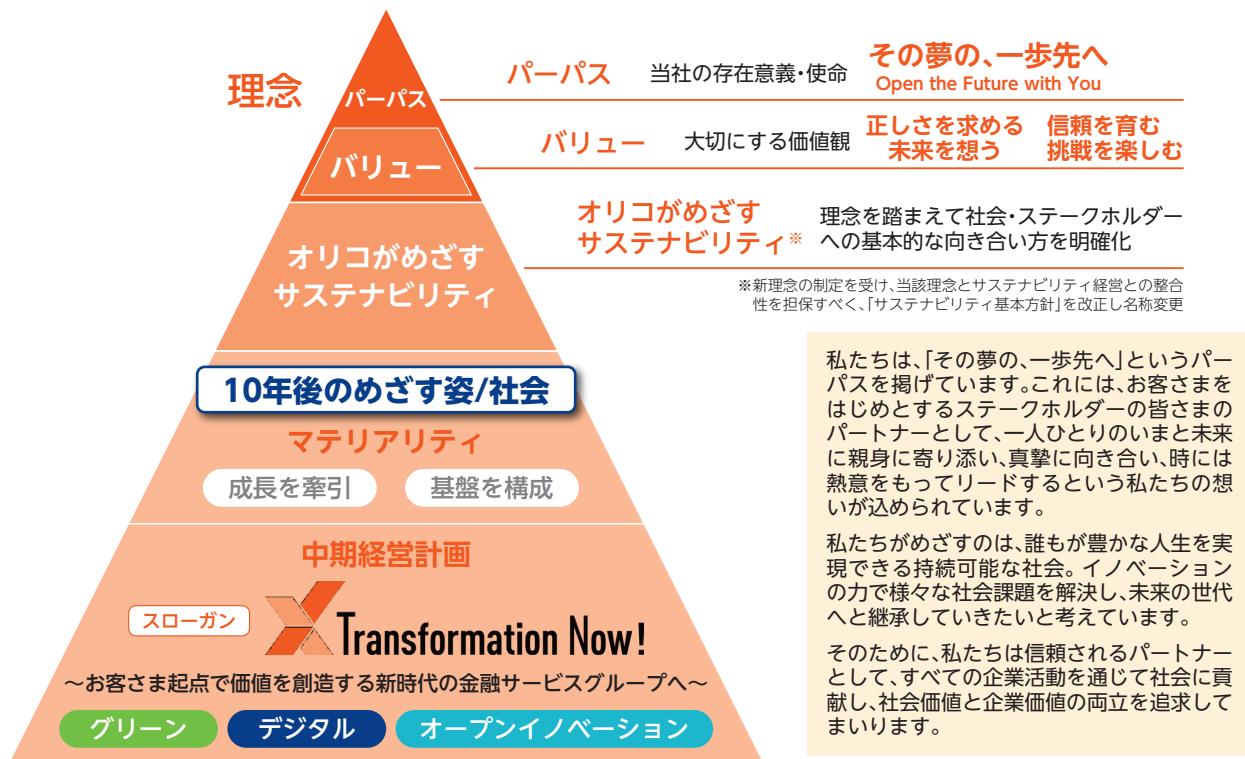
新理念策定の背景

2024年4月1日より新理念がスタートいたしました。

これまでの理念は1995年、創業40周年を機に制定され、約30年が経過していました。制定当時と比べ、現代は技術革新やグローバル化など社会環境の変化及び価値観やライフスタイルの多様化が想定を超えるスピードで進んでいます。当社は、今後も多様化が加速することを想定し、長期的な目線でオリコグループの将来を見据えた理念の再策定が必要と考えました。

新理念策定においては 2022年9月より未来のオリコを担う若手社員（20代～30代）によるワーキンググループとして「理念再構築委員会」を立ち上げ、長期目線でめざす姿や存在意義について見つめ直すプロセスを実施しました。更に、社内外のステークホルダーとのコミュニケーションによる様々な意見をもとに、経営層と議論を重ねたうえでパーパスとバリューで構成される新たな理念と、それを補完する「我々の想い」を策定いたしました。

また、新理念は国内外のオリコグループ共通のものとして位置づけ、グループ一体となってこれまでの寄り添う存在から、未来を想像し新たな価値を創造していく存在に発展する企業をめざしてまいります。



理念の解説

パーパス

その夢の、一步先へ Open the Future with You

これまでのオリコのめざす姿は、
何かをかなえようとするすべてのお客さま・ビジネスパートナー・社員に、
もっと寄り添う存在でありたいという想いを込めた「**かなえる、のそばに。**」

これからのオリコは、何かをかなえようとする人・企業にそっと寄り添う存在から、
一步先を照らし、一步先から道しるべのような存在をめざします。

バリュー

正しさを求める 信頼を育む 未来を想う 挑戦を楽しむ

当社が大切にしている「正しさ」「信頼」をベースに、
企業の持続的成長に必要な「先進性」「先見性」をイメージした
「未来」「挑戦」というワードを取り入れました。

- | | |
|---------|--|
| 正しさを求める | 職場内だけでなく、ビジネスパートナーやお客さまに対しても、高い倫理観と誇りを持って、正しい仕事をする |
| 信頼を育む | 信頼をもとに、すべての人や社会との繋がりを大切にする |
| 未来を想う | 未来に想いを巡らせ、新たな発想で価値を生み出す |
| 挑戦を楽しむ | 好奇心を持って新たなチャレンジにワクワクと取り組む |



理念再構築委員会ワークショップの様子

中期経営計画の進捗

中期経営計画の概要

事業を通じた社会価値と企業価値を両立する「サステナビリティ」を
上位概念として経営の中核に据えた事業運営

3年後の到達点(2030年からバックキャスト)

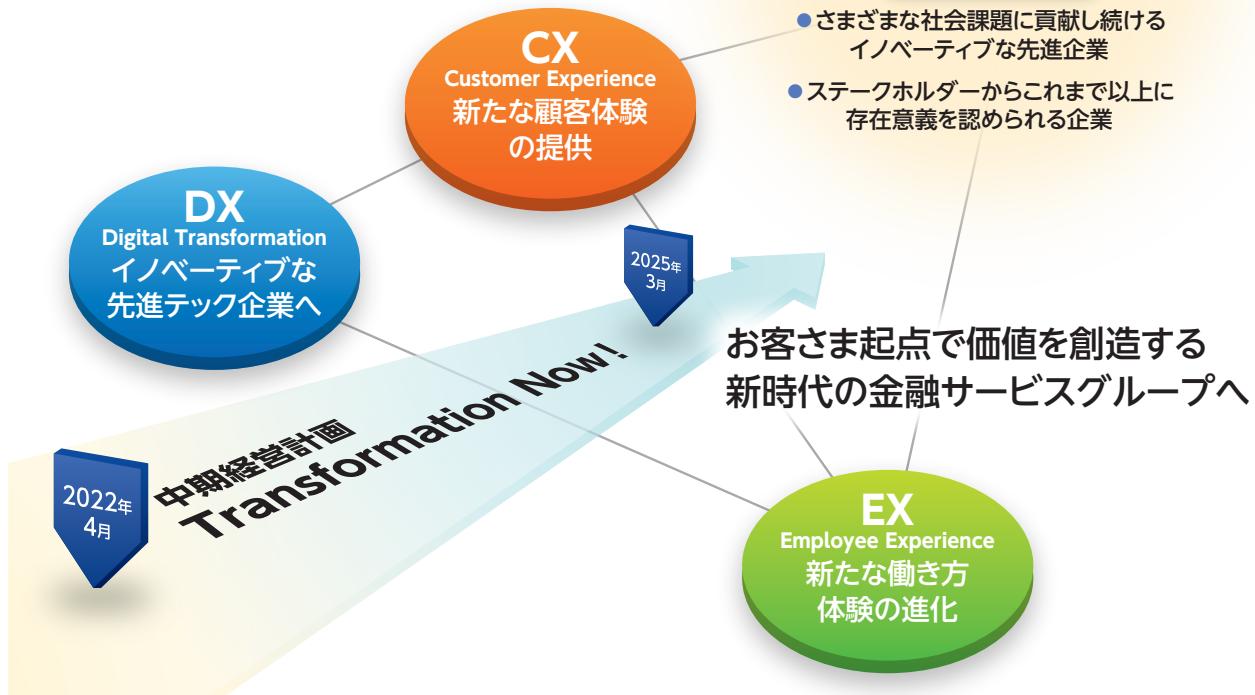
- ✓ 従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル、グリーン、オープンイノベーションを切り口に、お客さま起点で価値を創造し、社会への貢献と企業価値向上を実現

マテリアリティ(重要課題)

安全・安心で利便性の高い キャッシュレス社会実現への貢献	持続可能な 地域づくりへの貢献
金融ノウハウの活用を通じた 新たな顧客体験価値の創造	人材の多様性と育成及び 働き方改革
脱炭素・循環型社会実現への 貢献	ガバナンスの強化



- さまざまな社会課題に貢献し続けるイノベティブな先進企業
- ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業



2024年3月期 総括

- ▶ 中期経営計画2年目は、リスク管理、ガバナンス体制の構築等の経営基盤強化は着実に進捗するとともに、インオーガニック等を通じたグループの事業基盤拡充も進展。新たな理念の制定に加え、人事制度改定等も含め持続的成長を支える人財戦略も進捗。
- ▶ 一方、最終年度経常利益計画400億円の達成は、想定外の金利上昇等により困難な状況であるものの、持続的成長に繋がる投資等、次期中期経営計画を見据えた成長戦略に資する取組を継続していく。

重点戦略

事業戦略

リスクリターン、コストリターンをベースとした事業ポートフォリオ運営の下、以下の戦略を遂行

1. 重点領域の深耕と新規事業の探索

- インドネシアでクレジットカード事業を展開するフィンテック企業、Honest社(※)へ出資
- イオンフィナンシャルサービス株式会社との業務提携に係る基本合意書の締結。イオンプロダクトファイナンス株式会社(現、株式会社オリコプロダクトファイナンス)を連結子会社化

2. マーケットイン型営業の確立

- 空き家活用株式会社との資本業務提携
- 新eオリコサービスをスタートし、UI/UX・Webサービスを大幅に改善。プラスチックカード不要で利用可能なデジタルカードの取扱開始

3. 異業種・先端企業との協働による新たなサービスの創出

- GMOペイメントゲートウェイ株式会社等との業務委託契約により、デジタル決済サービス「Orico Code決済」の提供を開始。加盟店向けにデジタルカードの提供を開始

4. プロセスイノベーションの深掘

- クリエイティブな業務への時間を捻出するため生成AIサービス「Orico AI Chat」の全社展開を開始
- 「認定包括信用購入あっせん業者」の認定を取得。高度な技術やデータ活用によるオリコ独自の与信審査を開始

※ Honest Financial Technologies International Private Limited

全社的な取組として追加

■ 個品割賦事業の構造改革の加速化

- 営業店単位・加盟店単位等までブレイクダウンした事業構造の“見える化”の進展
- 市場金利上昇に合わせた金利改定、キックバックの見直し
- センターの統合と、注力事業への人員シフト
⇒ 一定の成果を認識するも、具体的な成果にまでは至らず、25/3期に刈り取り

経営基盤

ガバナンス

新たな理念策定

新たな人財戦略

新人事制度の導入
(2024年4月より完全導入)

財務規律・配当政策

健全性と収益性の両立

R&Iの格付がA→A+に格上げ
普通株式配当は40円を維持

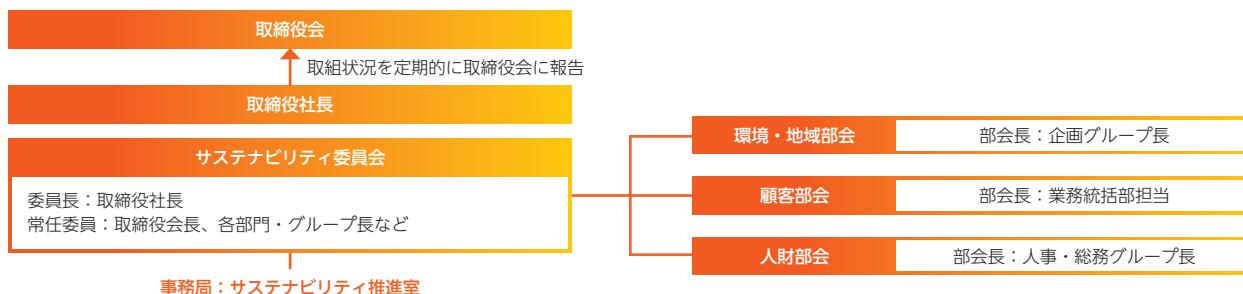
サステナビリティ

当社は、社会価値と企業価値向上の並進に向け、当社理念に基づく「オリコがめざすサステナビリティ」を定めました。サステナビリティを推進するうえで、社会と当社にとって重要度の高い課題を「マテリアリティ」として特定し、この解決に向けた様々な取組により、当社は、業界リードレベルのサステナビリティ経営をめざしています。

サステナビリティ推進体制

「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を中心に全社的な推進体制を構築しています。

サステナビリティ委員会で議論された内容は、取締役会へ定期的に報告する体制となっています。また、執行役員をトップとした「各部会」は多面的な議論を行うクロスファンクショナルな場となっています。



マテリアリティ（重要課題）

当社はサステナビリティを上位概念とし、10年後のめざす社会・めざす姿の実現に向けてマテリアリティ（重要課題）を特定し、KPIを設定しました。

これらのKPIは財務目標と並ぶ非財務の経営目標と位置づけしており、経営のコミットメントとして対外的に公表しています。

マテリアリティと具体的な取組・KPIについてはWebサイトをご覧ください。

<https://www.orico.co.jp/company/sustainability/materiality/>



[Hot topics]

- ◆「CDP 2023 気候変動質問書」において初回答でBスコアを獲得しました。Bスコアは、8段階（A、A-、B、B-、C、C-、D、D-）評価のうち、上位から3番目の評価になります。
- ◆2024年5月時点のMSCI ESGレーティングにおいて、「A」評価を獲得しました。「A」評価は、7段階評価で、上位から3番目となります。
- ◆GPIFが採用する国内株式を対象とした6つのESG指数のうち、以下3つの指数の構成銘柄に選定されました。
 - ・S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数シリーズ
 - ・MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数
 - ・Morningstar ジェンダー・ダイバーシティ指数シリーズ (GenDI)



○ 主なマテリアリティとそれに紐づく取組項目の進捗状況（抜粋）

取組項目・内容	2025年3月期KPI		2024年3月期実績	取組状況
持続可能な地域づくりへの貢献				
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業・個人事業主などへの信用供与拡大 地域社会における信用仲介機能の更なる充実 	売掛金決済保証取扱高	3,000億円	2,646億円	保証ファクタリングは、みずほ連携による大口案件確保により残高増加
<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決につながるサステナブル商品を開発 	金融機関と提携	10以上の金融機関と提携 ※3年累計	11金融機関と提携	「アキカツローン」が「2023年日経優秀製品・サービス賞 日経ヴェリタス賞」受賞
人材の多様性と育成および働き方改革				
<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職比率の向上 管理職候補層の意識改革 女性が活躍できる環境の整備 	部長長相当職	12%以上 ※9%から上方修正	11.6%	インクルージョン&ダイバーシティ基本方針に基づく行動計画を策定し、「インクルージョン&ダイバーシティ研修」等を実施
	課長クラス以上	28%以上 ※27%から上方修正	27.6%	
<ul style="list-style-type: none"> ワークライフバランスの定着化 	有給休暇取得率	70%以上	70.9%	2025年3月期KPIを達成 今期も継続して取組
<ul style="list-style-type: none"> 男性の育児休業取得の促進 性別に関わらず仕事と家庭の両立が出来る社会の実現 	男性育児休業取得率	100%	108.1%	男性育児休業に関する制度周知のため、対象社員及び所属長へハンドブックの送付、及び取得の奨励を徹底
<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ企業での副業やトレーニーを含めた社内外での新たな経験付与プログラムに参加 	参加者数	3年間で200人	226人	2025年3月期KPI 200人を前倒しで達成
<ul style="list-style-type: none"> DX素養を有する人材(DX推進人材)の拡大 	DX推進人材数	3,000人	3,237人	2025年3月期KPI 3,000人を前倒しで達成

※ その他の取組項目の進捗状況については、後日Webサイトに掲載いたします。

オリエントコーポレーションの株主総会の流れ

電子提供開始後～2024年6月24日（月）まで

株主総会開催前

1 開示書類を見る

当社ウェブサイトにて招集ご通知の主要なコンテンツをご覧ください。

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>



2 事前質問する

▶P.16

本招集ご通知到着後～

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで

受付期間

株主総会のライブ配信サイトにてご質問を受け付けております。
主なご質問については後日、当社ウェブサイトにてご回答いたします。

3 事前に議決権を行使する

▶P.13

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで



スマート
フォン



パソコン



郵 送



スマートフォン

非接触型でかつお手軽にご利用いただける

スマートフォンでの議決権行使を推奨します。

2024年6月25日（火）午前10時～

株主総会当日



当日ご来場される方 ▶ P.12

場所

当社本社 3階大会議室
東京都千代田区麹町5丁目2番地1

受付開始

午前9時から



ライブ配信をご利用の方 ▶ P.15

配信日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時から株主総会終了時まで

ライブ配信サイトログイン方法



スマホ

議決権行使書に記載のQRコードからアクセスしてください。

株主さま
限定

ID、パス不要

総会開始時刻（午前10時）までそのままお待ちください。



パソコン

当社ウェブサイトまたは以下URLにアクセスし、IDとパスワードをご入力ください。

URL : <https://vgm.smart-portal.ne.jp/>

株主さま限定

株主総会終了後

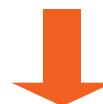


郵送の決議通知の
結果を確認する



事前質問の
回答を見る

株主総会の模様をみる
（事後配信動画）



Webでご覧いただけます。

[https://www.orico.co.jp/
company/ir/stock/meeting/](https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/)



株主各位

(証券コード 8585)
(発送日) 2024年 6月 3日
(電子提供措置の開始日) 2024年 5月27日

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

株式会社オリエントコーポレーション

代表取締役社長 飯盛 徹夫

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、2024年3月期を順に選択いただき、
ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オリエントコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「8585」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



ご来場されない株主さまもインターネットによる同時中継でご視聴いただけます。視聴方法等の詳細は15頁をご参照ください。

なお、電磁的方法(インターネット等)又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、次のいずれかの方法により株主総会直前の営業時間終了時である2024年6月24日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具



電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

後記の「議決権行使のご案内」(13頁から14頁)をご参照のうえ、前記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。



書面による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、前記行使期限までに到着するようご返送ください。

記

1. 日 時 **2024年6月25日(火曜日)午前10時** (受付開始は、午前9時を予定しております。)

2. 場 所 東京都千代田区麹町5丁目2番地1
当社本社3階大会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 **報告事項**

- 第64期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第64期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度改定の件
第6号議案	監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書に賛否の表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとみなします。
- 議決権行使書面と電磁的方法による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法により、複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限ることとさせていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会開催日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社にご通知ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、11頁に記載の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をお知らせいたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございますが、インターネット等または書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。



書面(郵送)で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード 見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号・第5号・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

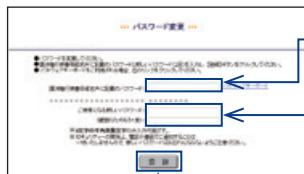
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

第64期定時株主総会の映像と音声を、株主の皆さまに限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご活用ください。

なお、ご視聴される株主さまは、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。

配信日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時から

視聴方法

1. パソコン
①以下のURLへアクセスしてください。
URL <https://vgm.smart-portal.ne.jp/>
②本定時株主総会招集ご通知に同封の、「第64期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しております「ID」と「Password(パスワード)」を入力後、ログインボタンをクリックしてください。
2. スマートフォン
本定時株主総会招集ご通知に同封の、「第64期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に掲載しておりますQRコードをスマートフォンで読み取ることでアクセスできます。
[ご参考] ID・パスワード・QRコードの表示位置

インターネット中継のご視聴方法	
<p>株式会社オリエントコーポレーション 第64期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ</p> <p>本年の定時株主総会は6月25日(火)に開催いたしますが、その模様はインターネットでのライブ配信でもご覧いただけます。ご希望の方は、下記の内容をご一読のうえ、配信サイトにアクセスしてください。</p> <p>記</p> <p>1.ライブ配信日時：2024年6月25日(火) 午前10時から 2.ライブ配信のご視聴方法：右に従って配信サイトにアクセスしてください。</p> <p>◆ライブ配信サイトでは議決権を行使いただくことはできませんので、株主総会参考書類等をご検討のうえ、2024年6月24日午後5時30分までに、あらかじめ議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。 ◆ライブ配信サイトでは、株主総会当日の株主さまからのご質問・ご意見・動議をお受けすることはできません。 ◆ご利用の機器やインターネット回線の状況によっては、ご視聴いただけない場合がございます。 ◆通信料金等は株主さまのご負担となります。</p>	<p>▶スマートフォンやタブレット端末でご視聴する場合 以下のQRコードをカメラアプリまたはバーコードリーダーアプリで読み取っていただきますと、ウェブブラウザが起動しご視聴できます。</p> <p>QRコード</p> <p>▶パソコンからご視聴する場合/Q Rコードでログインできない場合 以下のURLへアクセスいただき、IDおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックするとご視聴できます。</p> <p>URL https://vgm.smart-portal.ne.jp/ ID Password</p>
株主番号	議決権行使個数

第64期事業の経過及び成果の概要につきましては、下記ウェブサイトにおいて2024年6月22日までに掲載する予定です。

<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>

ご留意事項

- (1) インターネットの手段を用いた株主総会への参加は、法的には株主総会へ「出席」したものととして取り扱われない点、ご承知おきください。
- (2) ご使用のパソコン、スマートフォンのシステムや通信環境等によっては、ライブ配信の画像や音声 が乱れる等、視聴できない等の不具合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご覧いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- (4) ライブ配信にご参加の株主さまは、株主総会当日、議場での採決に参加して議決権行使を行うことはできませんので、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- (5) 株主総会当日、総会会場にご来場いただいた株主さまの容姿はライブ配信しないよう配慮いたしますが、やむを得ず映りこむ場合もございます。あらかじめご了承ください。
- (6) ライブ配信映像や音声等をSNS等で公開する行為は固くお断りいたします。
- (7) 万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト (<https://www.orico.co.jp/company/ir/stock/meeting/>) にてお知らせいたします。

ご覧いただくためのシステム環境について

株主総会当日のライブ配信をご覧いただくためのシステム環境に関するご留意事項を以下のとおりご案内いたします。(ログイン後のトップ画面にて事前にテスト視聴が可能です)

1. パソコン

OS : Windows10以上

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefoxの最新バージョン、Internet Explorer11*

※ 互換モードでは動作しません

2. スマートフォン・タブレット

①iPhone、iPad

OS : iOS12以上

ブラウザ : Safari、Google Chromeの最新バージョン

②Android (Tablet含む)

OS : Android 7以上

ブラウザ : Google Chromeの最新バージョン

事前質問の受付

本総会に先立ち、株主の皆さまから、インターネットより事前にご質問を受け付けます。前頁の専用サイトにログイン後、画面の案内に従って操作することでご質問をご入力いただけます。

受付期間：招集ご通知到着後～2024年6月24日(月) 午後5時30分まで

【事前質問に関するご留意事項】

- いただいたご質問は、後日当社ウェブサイトにて回答を掲載する予定です。なお、すべてのご質問に対して回答するものではありません。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明の点は、みずほ信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社における株主還元方針は、安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施することとしております。

この方針に基づき、当社を取巻く環境や業績の動向等を勘案し、当期末の普通株式の配当金を以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類：金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額：
当社普通株式1株につき 金40円 総額 6,874,518,240円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日：2024年6月26日(水曜日)

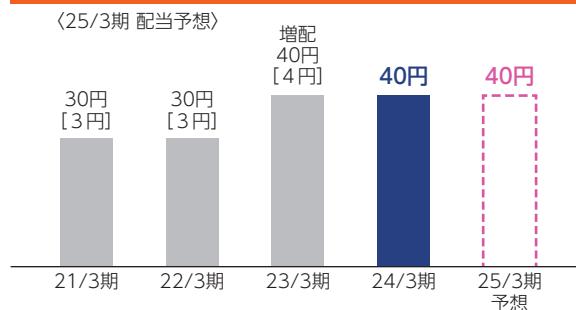
(ご参考)

中期経営計画

資本政策の基本方針



普通株式※



※2022年10月1日に10株を1株とする株式併合を実施しており、株式併合の影響を遡及した金額を記載しております。なお、株式併合を考慮しない金額を [] 内に記載しております。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案にて同じ。)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

2023年6月27日開催の第63期定時株主総会において、取締役は8名選任されており、本議案が承認可決されまると、取締役は1名増員の9名となりますが、経営体制の強化を図ることを目的とするものです。

本議案につきましては、監査等委員会において、監査等委員である社外取締役1名が参加する指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ検討した結果、候補者選定の手続きに特段の問題はなく、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

 : 男性  : 女性

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	河野 雅明 (こうの まさあき)	 取締役会長(兼)会長執行役員
2	飯盛 徹夫 (いもり てつお)	 代表取締役社長(兼)社長執行役員
3	梅宮 真 (うめみや まこと) 新任	 副社長執行役員 企画グループ管掌 (兼)財務・経理グループ管掌
4	渡辺 一郎 (わたなべ いちろう)	 代表取締役(兼)専務執行役員 内部監査グループ長
5	中西 真 (なかにし まこと) 新任	 専務執行役員 ビジネスプロモーション部門管掌 (兼)法人ソリューション部門管掌 (兼)業務統括部担当
6	樋口 千春 (ひぐち ち はる)	 取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ管掌 (兼)管理グループ管掌
7	水野 哲朗 (みずの てつろう)	 取締役
8	西野 和美 (にし の かずみ) 社外 独立	 取締役
9	本庄 滋明 (ほんじょう しげあき) 社外 独立	 取締役



候補者番号

1

このまさあき
河野 雅明

(1957年2月24日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 **7,420株**
(潜在株式数 24,613株)

取締役在任年数

8年

当期における取締役会
への出席状況

16/16回(100%)

○略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 現、株式会社みずほ銀行入行	2013年 4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 (代表取締役)(兼)副頭取執行役員
2006年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員	2013年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員
2008年 4月 同行常務執行役員	2013年 7月 株式会社みずほフィナンシャル グループ副社長執行役員
2011年 4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員	2016年 4月 当社顧問
2011年 6月 同社常務取締役(兼)常務執行役員	2016年 6月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員
2012年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員	2020年 4月 当社代表取締役会長(兼)会長執行役員
2012年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員	2020年 6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監査等委員)(現任)
2012年 4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員	2020年 6月 当社取締役会長(兼)会長執行役員 (現任)
2013年 4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役	

(重要な兼職の状況)

株式会社神戸製鋼所社外取締役(監査等委員)

○取締役候補者とした理由

河野雅明氏は、2016年に当社代表取締役社長(兼)社長執行役員に就任後、その役位を4年間務め、現在は取締役会長(兼)会長執行役員として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

い い も り て つ お
飯盛 徹夫

(1960年9月12日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 **5,320株**
(潜在株式数 17,489株)

取締役在任年数

4年

当期における取締役会
への出席状況

16/16回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	現、株式会社みずほ銀行入行	2013年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員
2009年 4月	株式会社みずほフィナンシャル グループ経営企画部長	2014年 4月	株式会社みずほ銀行営業店業務部門長 (兼)証券・信託連携推進部担当役員
2011年 4月	同社執行役員	2016年 4月	同行リテール・事業法人部門 共同部門長
2011年 6月	株式会社みずほ銀行執行役員	2016年 4月	株式会社みずほフィナンシャル グループリテール・事業法人 カンパニー特定業務担当役員
2011年 6月	同行経営企画部長	2017年 4月	みずほ信託銀行株式会社取締役社長 (代表取締役)
2012年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員	2020年 4月	当社社長執行役員
2012年 4月	同行経営企画部長	2020年 6月	当社代表取締役社長(兼)社長執行役員 (現任)
2013年 4月	株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員		
2013年 4月	同社リテールバンキングユニット長		
2013年 4月	株式会社みずほ銀行常務執行役員		

○ 取締役候補者とした理由

飯盛徹夫氏は、2020年に当社代表取締役社長(兼)社長執行役員に就任し、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに業務執行全般を指揮しております。

当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3 ^{うめみや}梅宮 ^{まこと}真

(1964年12月23日生)

新任

所有する当社の株式の数

普通株式

0株

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	現、株式会社みずほ銀行入行	2022年 4月	同社デジタルイノベーション担当(兼)財務・主計グループ長
2015年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員	2022年 4月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
2015年 4月	株式会社みずほ銀行執行役員	2022年 4月	同行デジタルイノベーション担当(兼)財務・主計グループ長
2017年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務	2023年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役副社長(代表執行役)グループCDO
2017年 4月	同社財務・主計グループ長	2023年 4月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員CDO
2017年 4月	株式会社みずほ銀行常務取締役	2023年 4月	みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員CDO
2017年 4月	同行財務・主計グループ長	2024年 4月	当社副社長執行役員(現任)
2020年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役専務	2024年 4月	当社企画グループ管掌(兼)財務・経理グループ管掌(現任)
2020年 4月	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員		
2020年 4月	みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員		
2020年 4月	同社財務・主計グループ長		
2022年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役副社長(代表執行役)		

○ 取締役候補者とした理由

梅宮真氏は、当社の事業戦略上の重要なパートナーであるみずほグループ(当社の筆頭株主である株式会社みずほ銀行を含む。)において、財務・主計部門、デジタル部門を統括し、株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役副社長として、企業経営に携わってこられました。

メガバンクにおける多様な知見と豊富な企業経営経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

4 わたなべ いちろう
渡辺 一郎

(1959年11月23日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 **500株**
(潜在株式数 5,483株)

取締役在任年数

2年

当期における取締役会
への出席状況

16 / 16回 (100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|--|
| 1983年 4月 | 伊藤忠商事株式会社入社 | 2020年 4月 | 同社執行役員法人スマートサービス
部門長 |
| 2003年 4月 | 同社メディア事業部門企画開発室長 | 2021年 6月 | 同社常務執行役員法人スマートサービス
部門長 |
| 2007年 4月 | 同社モバイル&ワイヤレス部長 | 2022年 5月 | 当社顧問 |
| 2008年 4月 | 同社宇宙・情報・マルチメディア経営
企画部長 | 2022年 6月 | 当社代表取締役(兼)専務執行役員
(現任) |
| 2009年 4月 | 同社情報通信・航空電子経営企画部長 | 2022年 6月 | 当社デジタル・マーケティンググループ
管掌(兼)IT・システムグループ管掌 |
| 2010年 4月 | 台湾伊藤忠股份有限公司董事長(兼)
総経理(台北) | 2024年 4月 | 当社内部監査グループ長(現任) |
| 2013年 1月 | 伊藤忠商事株式会社CIO補佐IT
企画部長 | | |
| 2017年 4月 | 同社審議役CIO補佐IT企画部長 | | |
| 2019年 4月 | コネクシオ株式会社執行役員法人
サポート部門長 | | |

○ 取締役候補者とした理由

渡辺一郎氏は、2022年に当社代表取締役(兼)専務執行役員に就任し、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、内部監査部門を統括しております。

当社業務執行責任者としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

なかにし
中西

まこと
真

(1964年10月10日生)

新任

所有する当社の株式の数

普通株式 **1,750株**
(潜在株式数 11,911株)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社	2020年 4月 当社管理グループ担当
2016年 6月 当社執行役員	2022年 4月 当社管理グループ長
2017年 6月 当社営業推進グループ支店統括部長	2024年 4月 当社専務執行役員(現任)
2019年 4月 当社ビジネスプロモーショングループ 東日本地域統括担当	2024年 4月 当社ビジネスプロモーション部門管掌 (兼)法人ソリューション部門管掌 (兼)業務統括部担当(現任)
2020年 4月 当社常務執行役員	

○ 取締役候補者とした理由

中西真氏は、当社入社以来、営業部門において支店マネジメント等の業務に長く携わり、現在は専務執行役員として、個品割賦事業及び決済・保証事業を管掌しております。

当社業務執行責任者としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

ひ ぐ ち ち は る
樋口 千春

(1962年2月22日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 **1,640株**
(潜在株式数 11,600株)

取締役在任年数

7年

当期における取締役会
への出席状況

16/16回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|---|---|
| 1984年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 | 2019年 4月 当社ビジネスプロモーショングループ副担当 |
| 2006年 4月 同社金融事業推進部長 | 2020年 6月 当社取締役(兼)常務執行役員(現任) |
| 2007年 7月 当社市場開発グループ
アライアンス推進第二部長
(兼)経営企画グループ伊藤忠連携部長 | 2020年 6月 当社業務統括グループ担当
(兼)業務統括グループ業務統括部長 |
| 2010年 4月 伊藤忠商事株式会社金融事業推進部長
(兼)オリコ関連事業統括部長 | 2020年10月 当社業務統括グループ担当 |
| 2017年 6月 当社顧問 | 2022年 4月 当社オペレーショングループ長
(兼)業務統括部担当 |
| 2017年 6月 当社取締役(兼)執行役員 | 2023年 4月 当社オペレーショングループ長 |
| 2017年 6月 当社市場開発グループ副担当
(兼)経営企画グループ海外事業部担当 | 2024年 4月 当社オペレーショングループ管掌
(兼)管理グループ管掌(現任) |
| 2018年 4月 当社市場開発グループ副担当 | |

○ 取締役候補者とした理由

樋口千春氏は、2017年に当社取締役(兼)執行役員に就任し、市場開発部門、業務統括部門の担当役員を経て、現在は取締役(兼)常務執行役員として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、事務部門及び債権管理部門を管掌しております。

当社業務執行責任者としての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

7 みずのてつろう 水野 哲朗

(1960年1月24日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 **20,790株**
(潜在株式数 16,722株)

取締役在任年数

2年

当期における取締役会
への出席状況

16/16回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 現、株式会社みずほ銀行入行	2017年 4月 当社財務グループ担当
2008年 7月 株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部付審議役	2019年 6月 当社財務グループ担当(兼)リスク管理 グループ担当
2009年 4月 当社事業本部顧客営業推進グループ 副担当	2020年 6月 当社専務執行役員
2010年 1月 当社執行役員	2020年 6月 当社リスク管理グループ担当
2010年 6月 当社事業本部顧客営業推進グループ担当	2022年 4月 当社リスク管理グループ長
2011年 6月 当社常務執行役員	2022年 6月 当社取締役(兼)専務執行役員
2011年 6月 当社経営企画グループ担当	2024年 3月 当社取締役(現任)
2016年 6月 当社経営企画グループ担当(兼)経理 グループ担当	2024年 3月 株式会社オリコプロダクトファイナンス 取締役会長(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役会長

○ 取締役候補者とした理由

水野哲朗氏は、2010年に当社執行役員に就任し、経営企画部門、経理部門、財務部門、リスク管理部門の担当役員を経て、現在は非業務執行取締役として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行っております。

当社における豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

にしのかずみ
8 西野 和美

(1968年6月9日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 2,090株

取締役在任年数

5年

当期における取締役会
への出席状況

15/16回(94%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	富士写真フイルム株式会社入社	2018年 4月	同大学大学院経営管理研究科 准教授 (兼)同大学保健センター センター長 (兼)同大学学生支援センター キャリア支援室 室長
2001年 4月	一橋大学大学院商学研究科 助手(特別研究生)	2019年 4月	同大学大学院経営管理研究科 准教授 (兼)同大学役員補佐(学生担当)
2002年 4月	東京理科大学経営学部経営学科 専任講師	2019年 6月	当社取締役(現任)
2004年 4月	同大学経営学部経営学科 専任講師 (兼)同大学大学院総合科学技術経営 研究科 総合科学技術経営専攻 専任講師	2019年 6月	古河機械金属株式会社社外取締役 (現任)
2006年 4月	同大学大学院総合科学技術経営研究科 総合科学技術経営専攻 (現、経営学研究科技術経営専攻)准教授	2019年12月	株式会社ミルテル社外取締役
2017年 4月	一橋大学大学院商学研究科 准教授	2020年 9月	一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
		2022年 4月	同大学大学院経営管理研究科 教授 (現任)
		2022年 6月	株式会社牧野フライス製作所社外取締役 (2024年6月退任予定)

(重要な兼職の状況)

一橋大学大学院教授
古河機械金属株式会社社外取締役

○ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西野和美氏は、一橋大学大学院教授として経営戦略論、技術経営論を中心とした経営学の教育、研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。

実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

西野和美氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。



候補者番号

9

ほんじょう しげあき
本庄 滋明

(1955年2月13日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 300株

取締役在任年数

2年

当期における取締役会
への出席状況

16/16回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 富士通株式会社入社	2006年 6月 同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長(兼)ソリューション担当(兼)産業・流通ソリューション本部長
1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長	2008年 6月 同社顧問
2000年 4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長	2008年 6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役
2003年 4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA-XMLプロジェクト員	2009年 6月 株式会社富士通総研常務取締役
2004年 6月 同社コンサルティング事業本部副本部長	2010年 6月 同社取締役(兼)執行役員専務
2005年 6月 同社産業・流通ソリューション本部長	2012年 6月 同社代表取締役社長
	2018年 4月 同社常任顧問
	2019年 3月 同社常任顧問退任
	2022年 6月 同社取締役(現任)

○ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

本庄滋明氏は、富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

本庄滋明氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 潜在株式数は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」で付与された株式給付ポイント及び過去の株式報酬型ストックオプションで付与された新株予約権に相当する今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、西野和美氏及び本庄滋明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 両氏が取締役役に選任され就任した場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、当該各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
- 同契約においては、取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)
- 各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、監査等委員である取締役は5名選任されており、本議案が承認可決されまると、監査等委員である取締役は1名減員の4名となりますが、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性は引き続き確保できると判断しております。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を踏まえ、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

 : 男性  : 女性

候補者番 号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	ふか さわ ゆう じ 深 澤 雄 二	 取締役(常勤監査等委員)
2	さくら い ゆう き 櫻 井 祐 記	 取締役(監査等委員) 社外 独立
3	まつ い がん 松 井 巖	 取締役(監査等委員) 社外 独立
4	おがさわら ゆ か 小笠原 由 佳	 新任 社外 独立



候補者番号

1 深澤 雄二

(1957年7月23日生)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 現、株式会社みずほ銀行入行	2010年 6月 当社コンプライアンスグループ担当 (兼)総務グループ担当
2005年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行広島 営業部長	2014年 5月 当社信用管理グループ担当
2007年 4月 同行執行役員コーポレートバンキング ユニット統括役員付審議役	2016年 6月 当社信用管理グループ担当 (兼)総務グループ担当
2007年 4月 当社顧問	2017年 4月 当社リスク管理グループ担当
2007年 6月 当社常務執行役員	2019年 6月 当社常勤監査役
2007年 6月 当社営業本部顧客営業推進グループ担当	2022年 6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)

○ 監査等委員である取締役候補者とした理由

深澤雄二氏は、2007年に当社常務執行役員に就任し、これまでカード・融資事業、コンプライアンス、加盟店管理、リスク管理などさまざまな部門を統括してこられました。また、2019年からは当社監査役として、2022年からは当社監査等委員である取締役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

メガバンク及び当社における多様な知見と豊富な経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数

普通株式 **6,790株**

取締役在任年数
(監査役在任年数を含む)

5年

当期における取締役会
への出席状況

16/16回(100%)

当期における監査等委
会への出席状況

24/24回(100%)



候補者番号

2 さくら い ゆ う き
櫻井 祐記

(1952年9月11日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 0株

取締役在任年数
(監査役在任年数を含む)

8年

当期における取締役会
への出席状況

15/16回(94%)

当期における監査等委
員会への出席状況

23/24回(96%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 富国生命保険相互会社入社	2014年 7 月 富国生命保険相互会社取締役 常務執行役員
2003年 4 月 同社財務企画部長	2016年 6 月 当社監査役
2007年 7 月 同社取締役	2019年 4 月 富国生命保険相互会社取締役 専務執行役員
2009年 4 月 同社取締役執行役員	2022年 4 月 同社取締役 副社長執行役員
2009年 6 月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長	2022年 6 月 当社取締役(監査等委員)(現任)
2014年 4 月 富国生命保険相互会社常務執行役員	2024年 4 月 富国生命保険相互会社取締役 (2024年7月退任予定)
2014年 6 月 フコクしんらい生命保険株式会社 社外取締役(2024年6月退任予定)	

○ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

櫻井祐記氏は、富国生命保険相互会社において財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

また、2016年から当社監査役として、2022年からは当社監査等委員である取締役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

大手生命保険会社における多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

櫻井祐記氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。



候補者番号

3

まつい がん
松井 巖

(1953年12月13日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式 5,290株

取締役在任年数
(監査役在任年数を含む)

7年

当期における取締役会
への出席状況

16 / 16回(100%)

当期における監査等委
員会への出席状況

24 / 24回(100%)

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 検事任官

2003年 7月 横浜地方検察庁刑事部長

2005年 1月 東京地方検察庁特別公判部長

2006年 4月 東京地方検察庁刑事部長

2007年10月 大津地方検察庁検事正

2009年 7月 名古屋高等検察庁次席検事

2010年10月 大阪高等検察庁次席検事

2012年 6月 最高検察庁刑事部長

2014年 1月 横浜地方検察庁検事正

2015年 1月 福岡高等検察庁検事長

2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録
(東京弁護士会所属)

2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任)

2017年 6月 当社監査役

2018年 6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任)

2018年 6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任)

2018年 6月 グロープライド株式会社社外取締役
(監査等委員)(現任)

2020年 3月 株式会社電通グループ社外取締役

2022年 3月 株式会社電通グループ社外取締役
(監査等委員)

2022年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)

2023年 3月 株式会社電通グループ社外取締役
(現任)

(重要な兼職の状況)

八重洲総合法律事務所所属弁護士

長瀬産業株式会社社外監査役

東鉄工業株式会社社外監査役

グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)

株式会社電通グループ社外取締役

○ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井巖氏は、検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。また、2017年から当社監査役として、2022年からは当社監査等委員である取締役として、その役割及び責務を適切に果たしてこられました。

法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○ 独立性に関する事項

松井巖氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしております。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。



所有する当社の株式の数

普通株式

0株

候補者番号

4

おがさわら ゆか
小笠原 由佳

(1975年11月10日生)

新任

社外

独立

○ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 現、株式会社国際協力銀行入行

2005年 9月 ベイン・アンド・カンパニー

2009年12月 独立行政法人国際協力機構
主任調査役

2019年 4月 現、一般財団法人社会変革推進財団
インパクトオフィサー

2022年 5月 Rennovater株式会社
社外監査役(現任)

2022年 6月 日清食品ホールディングス株式会社
社外取締役(現任)

2023年 4月 株式会社藤村総合研究所取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

日清食品ホールディングス株式会社社外取締役
株式会社藤村総合研究所取締役

○ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小笠原由佳氏は、政府系金融機関、外資系コンサルティング会社、独立行政法人、一般財団法人等の行政・民間・公益という異なる3セクターにおいて、国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務に携わってこられました。

経営及びコンサルティング分野における豊富な経験と多様な知見を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は株式会社RYODENの定時株主総会(2024年6月25日開催予定)において承認可決された場合、同社の社外取締役に就任する予定であります。

○ 独立性に関する事項

小笠原由佳氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が選任された場合、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、櫻井祐記氏及び松井巖氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、小笠原由佳氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合、当社は同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合には、当該各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
- 同契約においては、監査等委員である取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には、補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)
- 各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合には、当該各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を踏まえ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



ほんじょう しげあき
本庄 滋明

(1955年2月13日生)

社外 独立

所有する当社の株式の数
普通株式 **300株**

取締役在任年数
2年

当期における取締役会
への出席状況
16/16回(100%)

○略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 富士通株式会社入社	2006年6月 同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長(兼)ソリューション担当(兼)産業・流通ソリューション本部長
1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長	2008年6月 同社顧問
2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長	2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役
2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA-XMLプロジェクト員	2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役
2004年6月 同社コンサルティング事業本部副本部長	2010年6月 同社取締役(兼)執行役員専務
2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長	2012年6月 同社代表取締役社長
	2018年4月 同社常任顧問
	2019年3月 同社常任顧問退任
	2022年6月 当社取締役(現任)

○補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

本庄滋明氏は、富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。

大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

○独立性に関する事項

本庄滋明氏は、当社が定める独立性判断基準を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本庄滋明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、本庄滋明氏は、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 当社は、本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結又は継続する予定であります。
4. 当社は、本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定であります。
同契約においては、取締役が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には、補償を受けた費用等を返還させることなどを定める予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金等を当該保険契約によって補填することとしております(但し、保険契約に定められた免責事由に該当するものを除きます。)
本庄滋明氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
なお、当該保険契約の保険料は当社が全額を負担しており、保険期間は1年間で当該期間満了前に取締役会決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

- ・取締役会が取締役(監査等委員である取締役を除く。)・監査等委員である取締役候補の指名を行うにあたっての方針
 1. 当社の取締役会は、当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮のうえ、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する取締役で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図ることを基本方針とする。
 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名にあたっては、社内取締役については、当社の業務に関する高度な専門知識を有し、かつ経営判断能力及び経営執行能力に優れていることを要件とする。また社外取締役にについては、豊富な企業経営経験、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務、会計等の専門知識、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件とする。
 3. 監査等委員である取締役候補者については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件とする。
 4. 取締役会のスキルセットはスキルマトリックスに記載し、偏りのない人材を取締役候補者として指名するよう努める。
 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選任は、上記2. を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の審議を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定する。
 6. 監査等委員である取締役候補者の選任は、上記3. を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬委員会にて審議のうえ、監査等委員会の同意を経て取締役社長が取締役会に提案し、取締役会が候補者を決定する。
- ・社外取締役の独立性に関する判断基準
当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件とする。
 1. 現在及び最近10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員、支配人その他の使用人(以下、「業務執行者」という)及び親会社の業務執行者でない取締役
 2. 当社又は当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高(※)又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在及び最近3年間の業務執行者
(※)連結売上高:当社の場合、連結営業収益
 3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産若しくは連結調達残高の2%又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
 4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主(当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう)
 5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
 6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう)
 7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
 8. 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者(使用人のうち、重要ではない者を除く)の近親者(配偶者又は二親等以内の親族)
 - (1)上記1. から7. までの掲げる者
 - (2)当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

コーポレート・ガバナンス

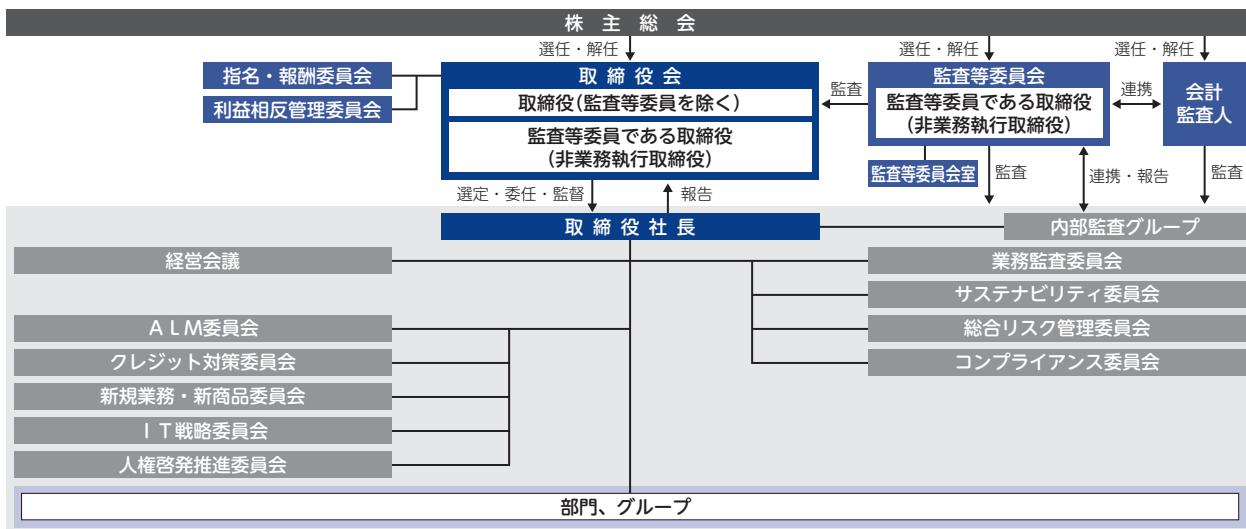
【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、今後めざす姿として「常にお客さまに寄り添い、向き合い、ニーズに即した金融サービスを通じて、様々な社会課題解決に貢献し続ける、イノベーティブな先進企業」及び「強固な財務基盤と持続的・安定的な収益力を有し、ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業」であることを掲げております。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果敢な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本方針】

1. 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。
2. 当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に取り組みます。
3. 当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
4. 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。
5. 当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実にを図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることをめざします。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織の概要は以下のとおりであります。



(ご参考)

第2号議案及び第3号議案が承認可決された後の取締役の構成

 : 男性
  : 女性

	性別	在任年数	独立 社外	基盤							戦略		指名・報酬 委員会	利益相 反管理 委員会	
				企業経営	サステナビリティ	事業知見	財務・会計	ライアンス	ガバナンス・リスク管理・法務・コンプライアンス	研究開発・学識	デジタル・セキュリティ	国際 ビジネス			
取締役	社内	河野 雅明		8年		◎	◎	◎	◎	◎					
		飯盛 徹夫		4年		◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎
		梅宮 真		0年		◎	○		◎			◎	◎		
		渡辺 一郎		2年			○					◎	◎		
		中西 真		0年			○	◎		◎					
		樋口 千春		7年			○	◎					◎		
	水野 哲朗		2年			○	◎	◎	◎						
	社外	西野 和美		5年	◎		○					◎		◎	
本庄 滋明			2年	◎		○					◎	◎		◎	
取締役(監査等委員)	社内	深澤 雄二		5年※		○	◎	◎	◎						
		櫻井 祐記		8年※	◎	◎	○		◎	◎			◎		
	社外	松井 巖		7年※	◎		○			◎	◎			◎	◎
		小笠原由佳		0年	◎		○		◎				◎		

※監査役と取締役(監査等委員)の在任年数を合算しております。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度改定の件

1. 改定の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」という。)の導入についてご承認いただき、その後、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴う現行BBT制度に係る報酬枠改定についてご承認いただき、今日に至っております(以下、上記株主総会における決議を「原決議」と総称する。)。本議案は、現行BBT制度を、2.に記載のとおり、株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」という。)に改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役(非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、非業務執行取締役及び社外取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を単に「取締役」という。また、取締役及び執行役員を併せて「取締役等」という。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただくことを前提に、当社の取締役会において決議しました当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(後掲)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

本議案は、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、第7号議案としてご承認をいただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名(うち、社外取締役2名)となります。また、本制度の対象となる取締役等の総数は40名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

従前の現行BBT制度の内容を下記のとおり一部改定いたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後における当社所定の時期となります。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。

これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本総会終結後における当社所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員

なお、監査等委員である取締役については、別途、第6号議案「監査等委員である取締役に對する株式報酬制度導入の件」として、本制度の導入をお諮りいたします。

(3) 信託期間

2017年9月から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。

本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 信託金額(報酬等の額)

当社は、原決議の範囲内で、270百万円の金銭を拠出して現行BBT制度に基づく信託を設定し、2020年に172百万円、2022年に210百万円の金銭を追加拠出のうえ、当社株式の追加取得を行っております。また、2024年5月にも674百万円の金銭を追加拠出のうえ、当社株式の追加取得を行う予定です。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を運営します。なお、取締役等への当社株式等の給付を行うため、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

当社は、BBT-RS当初対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数が不足することが見込まれる状況に至った場合、当該必要数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。当社が、BBT-RS当初対象期間に関し、本信託に追加拠出することができる金銭の合計額は、872百万円(うち、取

締役(社外取締役を除く。)分として310百万円、社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円)を上限といたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、872百万円(うち、取締役(社外取締役を除く。)分として310百万円、社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円)を上限として本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額)と追加拠出される金銭の合計額は、872百万円(うち、取締役(社外取締役を除く。)分として310百万円、社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円)を上限といたします。

かかる信託拠出額の上限(報酬等の額)につきましては、下記(6)に基づき、今後、取締役等に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役(非業務執行取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきあらかじめ定めた役位毎の株式報酬基準額に、業績達成度を勘案して決定する支給率(0%~150%の範囲)を乗じて算出される株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。

また、非業務執行取締役及び社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まるポイントが付与されます。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、242千ポイント(うち、取締役(社外取締役を除く。)分として85千ポイント、社外取締役分として7千ポイント、執行役員分として150千ポイント)を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本制度への改定に伴い、本総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件として、本制度におけるポイントに移行します。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までには当該取締役等に付与されたポイント数といたします(以下「確定ポイント数」という。)

(7) 当社株式等の給付

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした取締役等は、当社所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任後における当社所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等には、当社の取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることができるものといたします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」という。)を締結するもの

といたします(取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとする。)。但し、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任した後における当社所定の日までの間、給付を受けた当社株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し、又は死亡により退任した場合、当該退任後における当社所定の日において譲渡制限を解除すること

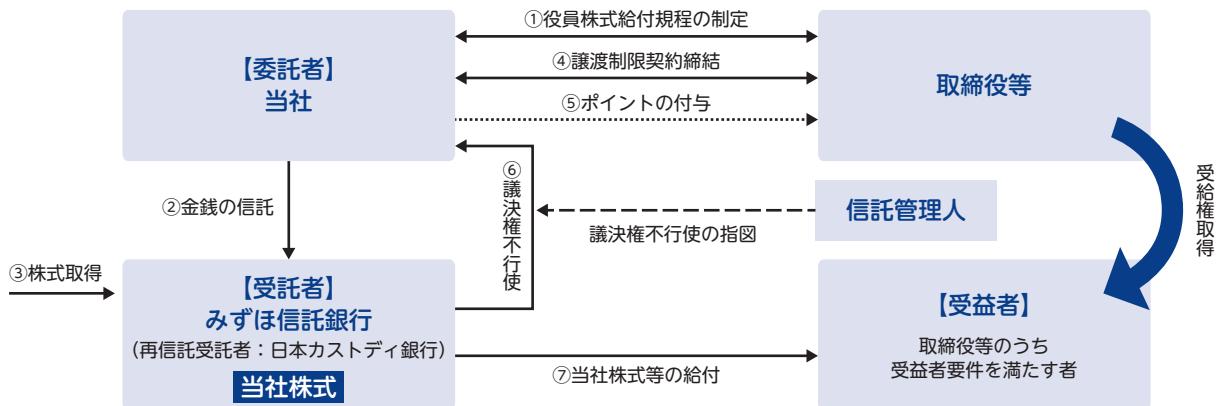
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、対象となる取締役等が当社指定の証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案にて承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定いたします。
- ②当社は、本議案にて承認を受けた範囲内で金銭を信託いたします。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。
- ④取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結いたします。
- ⑤当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与いたします。
- ⑥本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことといたします。
- ⑦本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。但し、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任後における当社所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付いたします。

(ご参考)

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

※本内容は、第5号議案の承認可決を前提に取締役会にて承認した内容となります。

(1) 基本方針

当社の取締役(非業務執行取締役及び社外取締役を除く)の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成しております。なお、非業務執行取締役及び社外取締役においてはその職責を考慮し、固定報酬と非業績連動報酬の株式報酬で構成しております。

(2) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としております。

(3) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、非業績連動報酬は、株式報酬のみで構成しております。

株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」としております。

業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額

に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%～150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。また、非業績連動報酬は、役位に応じて定める報酬額としております。

なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比及び前期比等を用いて指標に応じた支給率を決定するものとしております。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌年6月までの期間を対象とした直後の翌月としております。

株式報酬の株式給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、金銭給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

在任中に株式給付を受ける場合は、給付に先立ち、譲渡制限契約を締結し、退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

(4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1：1～2：1を目安としております。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境などを総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき取締役社長が委任を受けるものとしております。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、予め指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしております。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の監査等委員である取締役(社外取締役を含み、以下「監査等委員」という。)に対し、株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」という。)を導入することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、監査又は監督を通じた当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を踏まえ、監査等委員会の「同意」を得ております。

本議案は、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会においてご承認をいただきました監査等委員の報酬総額とは別枠として、本制度に基づく報酬を監査等委員に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、監査等委員の協議にご一任いただきたいと思います。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる監査等委員は4名となります。

また、本制度は、2017年より導入しております監査等委員以外の取締役等に対する株式報酬制度と一体で運営いたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、監査等委員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、監査等委員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、監査等委員が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として監査等委員の退任後における当社所定の時期となります。監査等委員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、監査等委員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、監査等委員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該監査等委員の退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

監査等委員である取締役

(3) 信託期間

2017年9月から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。

(4) 信託金額(報酬等の額)

当社は、監査等委員以外の取締役等に対する株式報酬制度として本信託を設定しておりますので、監査等委員に対する本制度についても本信託を活用することといたします。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入します。なお、監査等委員への当社株式等の給付を行うため、当初対象期間及びその後の各対象期間において、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託に金銭を拠出することといたします。

当社が、BBT-RS当初対象期間に関し、本信託に追加拠出することができる金銭の合計額は、30百万円を上限といたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、30百万円を上限として本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して監査等委員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、監査等委員に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額)と追加拠出される金銭の合計額は、30百万円を上限といたします。かかる信託拠出額の上限(報酬等の額)につきましては、下記(6)に基づき、今後、監査等委員に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 監査等委員に給付される当社株式等の数の上限

監査等委員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まるポイントが付与されます。監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、10千ポイント

を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、監査等委員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

監査等委員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる監査等委員のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までに当該監査等委員に付与されたポイント数といたします(以下「確定ポイント数」という。)

(7) 当社株式等の給付

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした監査等委員は、当社所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任後における当社所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、監査等委員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、監査等委員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、監査等委員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該監査等委員の退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた監査等委員であっても、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等には、当社の取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることができるものといたします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する監査等委員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により監査等委員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 監査等委員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

監査等委員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、監査等委員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」という。)を締結するものいたします(監査等委員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとする。)。但し、株式給付時点において監査等委員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

①譲渡制限の内容

監査等委員は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任した後における当社所定の日までの間、給付を受けた当社株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③譲渡制限の解除

監査等委員が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し、又は死亡により退任した場合、当該退任後における当社所定の日において譲渡制限を解除すること

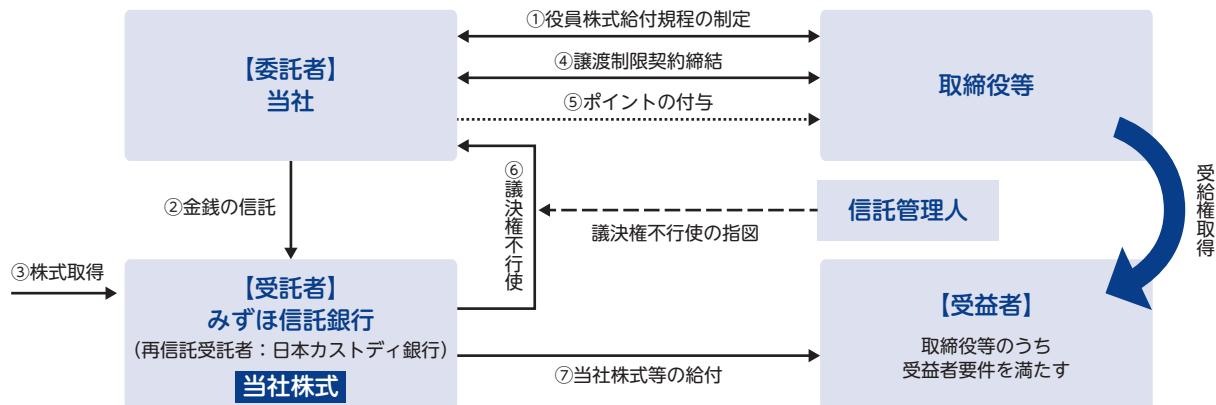
④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、対象となる監査等委員が当社指定の証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案にて承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定いたします。
- ②当社は、本議案にて承認を受けた範囲内で金銭を信託いたします。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。
- ④監査等委員は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該監査等委員の退任後における当社所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結いたします。
- ⑤当社は、「役員株式給付規程」に基づき監査等委員にポイントを付与いたします。
- ⑥本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことといたします。
- ⑦本信託は、毎年一定の時期に監査等委員のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。但し、監査等委員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任後における当社所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付いたします。

以上